

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

0120-506081

受付時間

月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。



お知らせ

「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

- 郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認いただけます。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）やご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 詳細はP17～19をご確認ください。

ご利用時間

月～土曜日：午前8時～午後11時45分（祝日・12/31～1/3を除く）
日曜日：午前8時～午後8時

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。



ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2022年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

©代業-21-0223(2022.4) 091A0L0D22-1-3333333

住友生命

2022年4月版

外貨でふやして「のこす」「つかう」を バランスよく準備したいお客さまへ

ふるは～と

ロード global II

グローバル

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険（一時払い）(19)II型

職業のみの告知で、
30歳～90歳
の方がお申し込みいただける
**指定通貨建
一時払終身保険**
です。

大切なご家族・将来のご自身へ 様々な想いをお届けいただける 指定通貨建一時払終身保険です。



商品紹介動画で簡単に
短時間で商品のポイントを
ご理解いただけます！

コチラへ



この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。**

商品ポイント

お申し込み

生命保険ならではの機能で、
ご家族へスムーズにのこせます

ポイント1 のこしたい人にのこせます

- 生命保険なら、原則遺産分割協議の対象外(*1)なので、あらかじめ指定した受取人に指定した金額をのこせます。
- 死亡保険金受取人は、「配偶者および3親等以内の親族」の範囲からお選びいただけます。

(*1)生命保険金は、受取人固有の財産とされています。ただし、相続人の中で著しい不公平が生じる場合には、この限りではありません。

ポイント2 スムーズに現金化できます

生命保険なら、あらかじめ指定された受取人が単独で請求でき、死亡保険金は請求から原則5営業日以内に支払われます(*2)。

(*2)死亡保険金などのご請求があった場合、完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

ポイント3 死亡保険金の相続税非課税枠が活用できます

生命保険の死亡保険金には一定の相続税非課税枠があります。

生命保険金の非課税枠 (相続税法第12条) $\text{非課税枠} = 500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

※「契約者(保険料負担者)=被保険者」で死亡保険金受取人が相続人の場合に限りです。

ふるは〜と
ロード global II の活用方法

- ご家族のためにのこす準備をしながら…
- 人生100年時代に備えてつかう資金を準備することができます。



ご自身の将来に向けて、
効率的に資金を準備してつかえます

ポイント1 将来(15年経過以後)いくらつかえるかがご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で確定します

- ご契約から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で確定し、以後は金利状況によって変動することなく基本保険金額を上限に増加します。
- 具体的な金額例はご提案内容説明書(設計書)でご確認いただけます。

ポイント2 解約返戻金の受取通貨を指定通貨(米ドルまたは豪ドル)・円貨から選べます



解約返戻金を様々な用途につかっていたいただけます

安心サービスもご用意!

解約返戻金の円換算額の増減をメールでお知らせいたします



ふるは〜と
ロード global II の活用方法

- 趣味や老後の生活のためにつかう資金を準備しながら…
- 万が一の時にはご家族にのこせます。



●税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。
●解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP11・12「リスクについて」の「為替リスク」をご確認ください。

2年経過時点で死亡保険金額が 増加し、以後、一生涯保障します

(ご契約当初2年間の死亡保険金を抑えています)

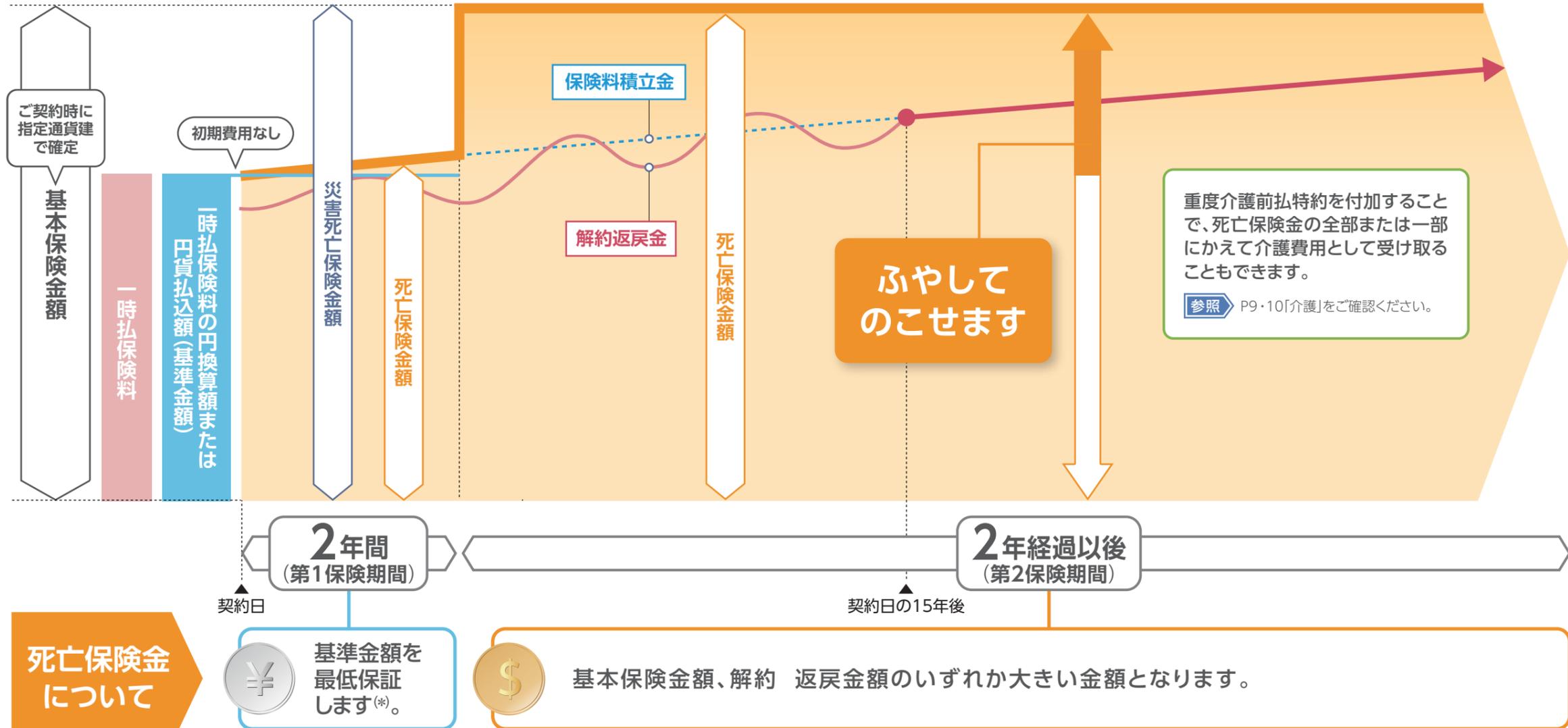
ご契約時に指定通貨を   から選択いただけます (指定通貨はご契約後変更できません)。

(米ドル) (豪ドル)



しくみ図(イメージ)【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

※基準金額は円建 、基準金額以外はすべて指定通貨建   です。



重度介護前払特約を付加することで、死亡保険金の全部または一部にかえて介護費用として受け取ることもできます。
 参照 P9・10「介護」をご確認ください。

死亡保険金について

2年間(第1保険期間) 基準金額を最低保証します(*)。

2年経過以後(第2保険期間) 基本保険金額、解約返戻金額のいずれか大きい金額となります。

参照 最低保証に関する詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「契約概要 6」の「初期死亡時円換算支払額最低保証特約」をご確認ください。

参照 解約返戻金について、ご契約当初15年間は市場価格調整を適用するため、市場金利の状況によって変動します。また、ご契約当初10年間は解約控除を適用します。

参照 P7・8「解約返戻金のしくみ図(イメージ)」をご確認ください。

(*) 第1保険期間の死亡保険金額は、一時払保険料相当額・保険料積立金相当額・解約返戻金相当額のうち最も大きい金額です(災害死亡保険金は、基本保険金額・解約返戻金相当額のいずれか大きい金額)。(災害)死亡保険金を指定通貨でお受け取りいただく場合は、最低保証はありません。

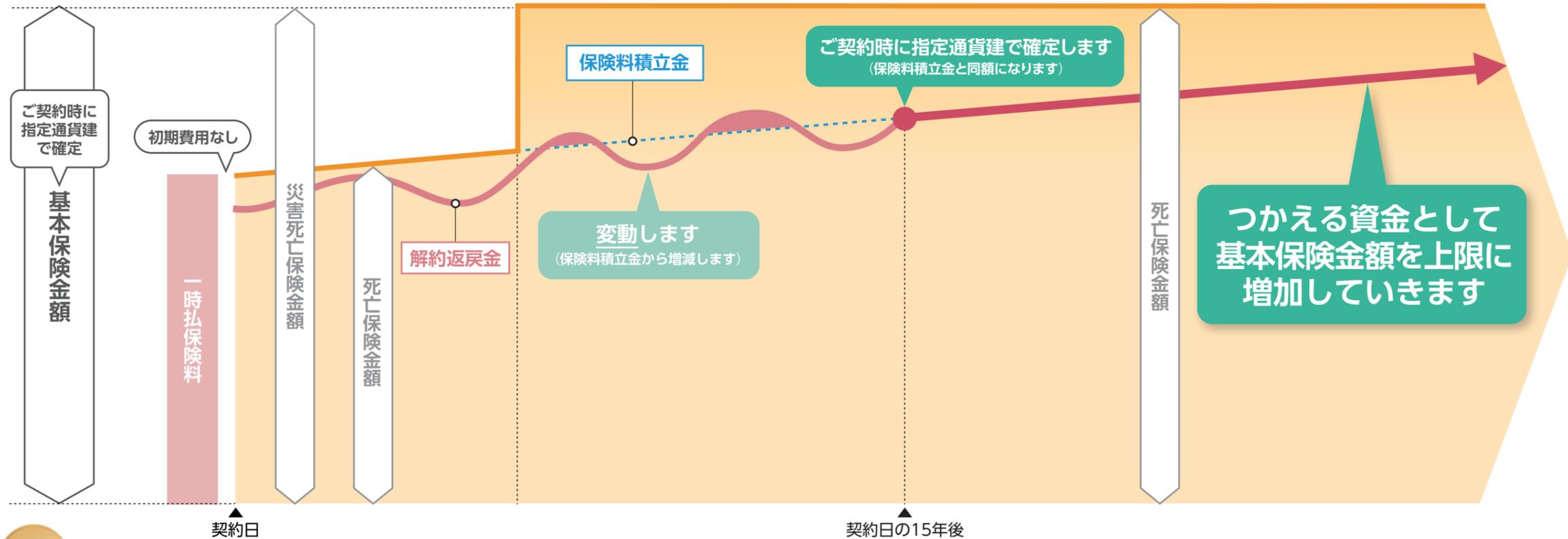
- 基準金額以外は指定通貨建です。(災害)死亡保険金を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP11・12「リスクについて」の「為替リスク」をご確認ください。
- ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。

15年経過以後の解約返戻金額は ご契約時に指定通貨建で確定します

ご契約時に指定通貨を  (米ドル) ・  (豪ドル) から選択いただけます (指定通貨はご契約後変更できません)。



■解約返戻金のしくみ図(イメージ) ※解約返戻金等はすべて指定通貨建   です。



解約返戻金について

市場価格調整の適用 15年間適用します
 市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。 15年経過以後、適用なし

解約控除の適用 10年間適用します
 所定の控除率は下表をご確認ください。 10年経過以後、適用なし

■【解約控除】解約返戻金を計算する際の所定の控除率(一時払保険料相当額に乗じる割合)

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上	
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%	

保険料積立金とは?

保険料積立金とは将来の保険金などをお支払いするために積み立てておくお金のことで、保険料積立金額をもとに解約返戻金額を計算します。また、保険料積立金は積立利率を適用し計算します。ただし、死亡保障等に必要費用を差し引くため、単に積立利率に応じて複利で増加するものではありません。よって、積立利率は実質的な利回りとは異なります。

解約返戻金とは?

解約や減額(一部解約)した際に、契約者にお支払いするお金のことをいい、保険料積立金額をもとに計算します。解約返戻金の金額例はご提案内容説明書(設計書)をご確認ください。

 解約返戻金等はすべて指定通貨建です。解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。また、市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることもあり、それぞれ損失が生じるおそれがあります。詳細はP11・12「リスクについて」をご確認ください。

介護リスクに備えたい方

「重度介護前払特約」を付加していただくことで、介護にも備えていただけます

のこす準備をしながら、
介護が必要になった時に介護費用として
つかっていただけます。



将来の死亡保険金の全部または一部にかえて重度介護前払保険金を非課税^(※1)でお受け取りいただけます。



(※1) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

「介護」に必要な費用の目安



また、認知症により介護が必要になった場合など、ご自身による財産管理が難しくなり、介護費用の引き出し等が困難となる可能性があります。



被保険者代理人をあらかじめご指定いただいております。受取人が保険金を請求する意思表示ができないなどの場合、被保険者代理人が請求し、受け取ることもできます。

(※2) 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。
(※3) 介護を始めてからの期間(現在介護を行っている人は、介護を始めてからの経過期間)。

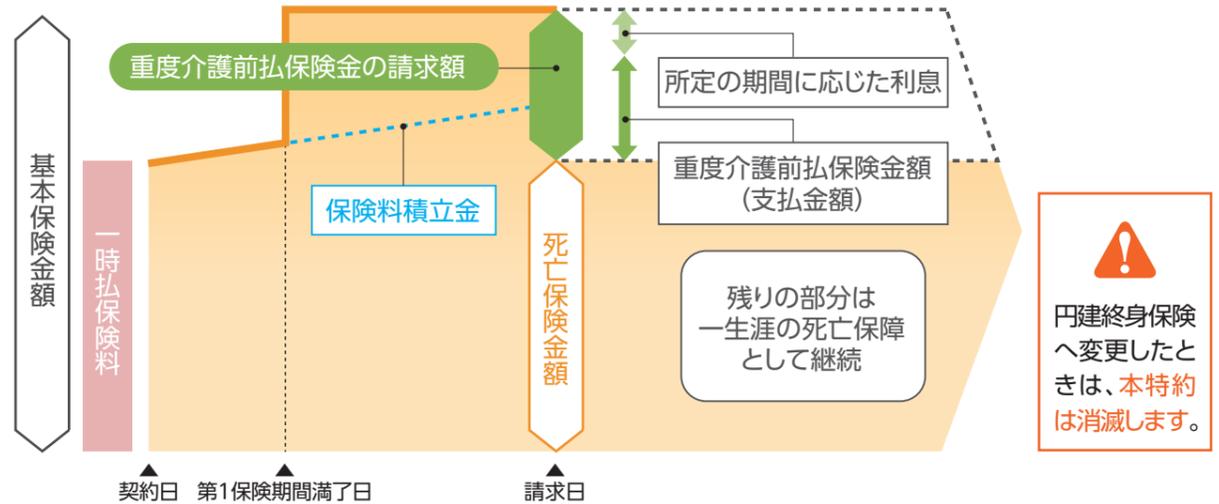
⚠ 税務にかかわる説明は2022年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

くことで、介護にも備えていただけます

しくみ図(イメージ)
【重度介護前払特約/初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

ご契約例	契約年齢	指定通貨	一時払保険料	積立利率		基本保険金額
				ご契約当初10年間	10年経過以後	
	60歳・女性	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%	162,230米ドル

※保険金等はすべて指定通貨建(米ドル・米ドル)です。



- 「重度介護前払特約」を付加することで、ご契約から2年経過以後(第2保険期間)、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて「重度介護前払保険金」を被保険者にお支払いします^(※1)。
- 「重度介護前払保険金」は、請求額から所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日にのける請求額に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。

参照 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」[契約概要 6]の「重度介護前払特約」をご確認ください。

80歳の時に重度介護前払保険金62,230米ドルを請求し、100,000米ドル(一時払保険料相当額)の死亡保険金を残す場合

請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	重度介護前払保険金の請求額(62,230米ドル)		請求日以後の死亡保険金額
	重度介護前払保険金額(支払金額)	所定の期間に応じた利息 ^(※4)	
162,230米ドル	52,481米ドル	9,749米ドル(15.7%)	100,000米ドル

※「所定の期間に応じた利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。()内の数値は請求額の62,230米ドルに対する利息の割合で、小数点第二位を切り上げて記載しています。
(※4) 所定の期間に応じた利息は、利息の計算に用いる利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の利率等により異なります。

⚠ ●本特約の付加は、住友生命の他の保険も通じて被保険者おひとりにつき1契約に限ります。
●重度介護前払保険金を円貨で受け取る場合、請求時の為替レートで円換算するため、為替レートの影響を受けます。

基本保険金額・解約返戻金額の例

【初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合】

ご契約例	指定通貨	一時払保険料	積立利率(*1)		市場価格調整用利率(*2)
			ご契約当初10年間	10年経過以後	
	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%	2.50%

■50歳～80歳(男性・女性)の基本保険金額・解約返戻金額の例 (数値は一時払保険料に対する指定通貨建の金額の割合。小数点第二位を切り捨てて記載しています。)

契約年齢	基本保険金額	解約返戻金額						
		変動			ご契約時に確定			
		10年経過時点			15年経過時点	20年経過時点		
		市場価格調整用利率			実質的な利回り(*3)			
ご契約時より1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より1%低下						
男性	50歳	173.0%	108.1%	113.5%	119.2%	122.2%	1.34%	131.1%
	60歳	148.2%	107.0%	112.3%	118.0%	120.0%	1.22%	127.0%
	70歳	128.7%	105.0%	110.2%	115.8%	115.4%	0.95%	119.3%
	80歳	114.5%	101.1%	106.1%	111.5%	108.8%	0.56%	110.6%
女性	50歳	190.7%	108.6%	114.0%	119.7%	123.5%	1.41%	133.6%
	60歳	162.2%	108.2%	113.6%	119.3%	122.5%	1.36%	131.3%
	70歳	138.6%	106.8%	112.2%	117.8%	119.1%	1.17%	124.8%
	80歳	120.7%	103.5%	108.7%	114.1%	112.6%	0.79%	115.4%

※実質的な利回りは小数点第三位を切り捨てて記載しています。

■60歳・女性の基本保険金額・解約返戻金額例(ドル未満を切り捨てて記載しています。)

基本保険金額	解約返戻金額					
	10年経過時点			15年経過時点	20年経過時点	
	市場価格調整用利率			実質的な利回り(*3)		
	ご契約時より1%上昇	ご契約時と同じ	ご契約時より1%低下			
162,230米ドル	108,272米ドル	113,658米ドル	119,368米ドル	122,516米ドル	1.36%	131,308米ドル

(*1) 積立利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率(ご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率)であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。この保険では、ご契約当初10年間と10年経過以後に適用する2つの積立利率がありますが、いずれもご契約時に確定します。また、保険料積立金は積立利率を適用し計算します。ただし、保険料積立金の計算にあたって、死亡保障等に必要な費用を控除するため、積立利率は実質的な利回りとは異なります。

(*2) 市場価格調整用利率とは、指定通貨の市場金利をもとに住友生命が定める利率です。

(*3) 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。



- ご提案時の積立利率、市場価格調整用利率および死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは指定通貨建での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

ご契約当初2年間の死亡保障について円高リスクを避けたい方

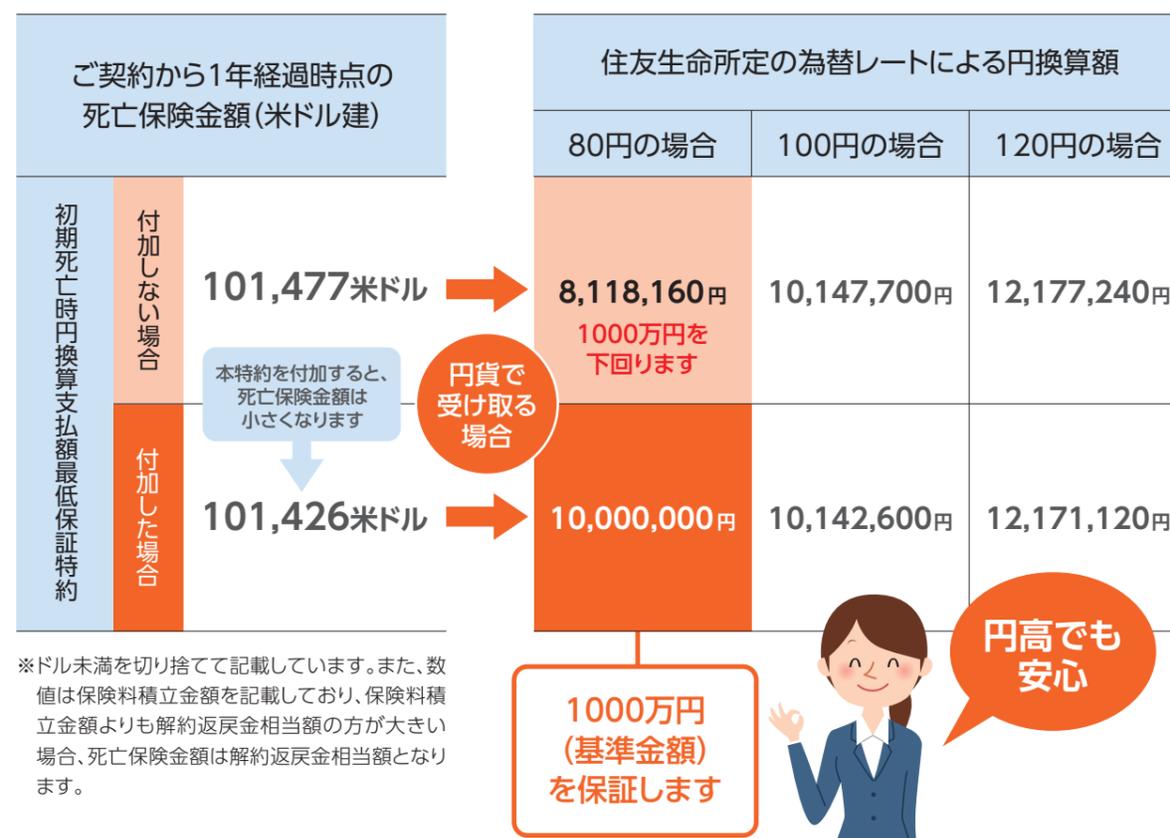
円建最低保証

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を「付加しない場合」と「付加した場合」の違いをご確認ください

ご契約例	契約年齢	払込通貨	払込金額(基準金額)	指定通貨	一時払保険料(*4)	積立利率	
						ご契約当初10年間	10年経過以後
	60歳・女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル	1.50%	1.85%

(*4) 住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。

■ご契約当初2年間(第1保険期間)の死亡保険金の受取り例



※ドル未満を切り捨てて記載しています。また、数値は保険料積立金額を記載しており、保険料積立金額よりも解約返戻金相当額の方が大きい場合、死亡保険金額は解約返戻金相当額となります。



- 本特約を付加した場合、ご契約当初2年間(第1保険期間)は最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- そのため、本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
- 「付加しない場合」と「付加した場合」の基本保険金額の違いは「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。



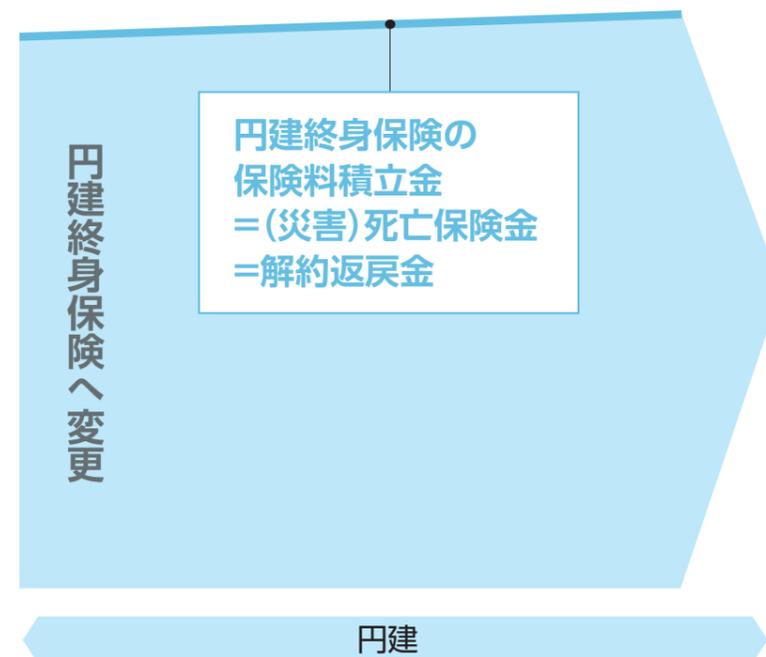
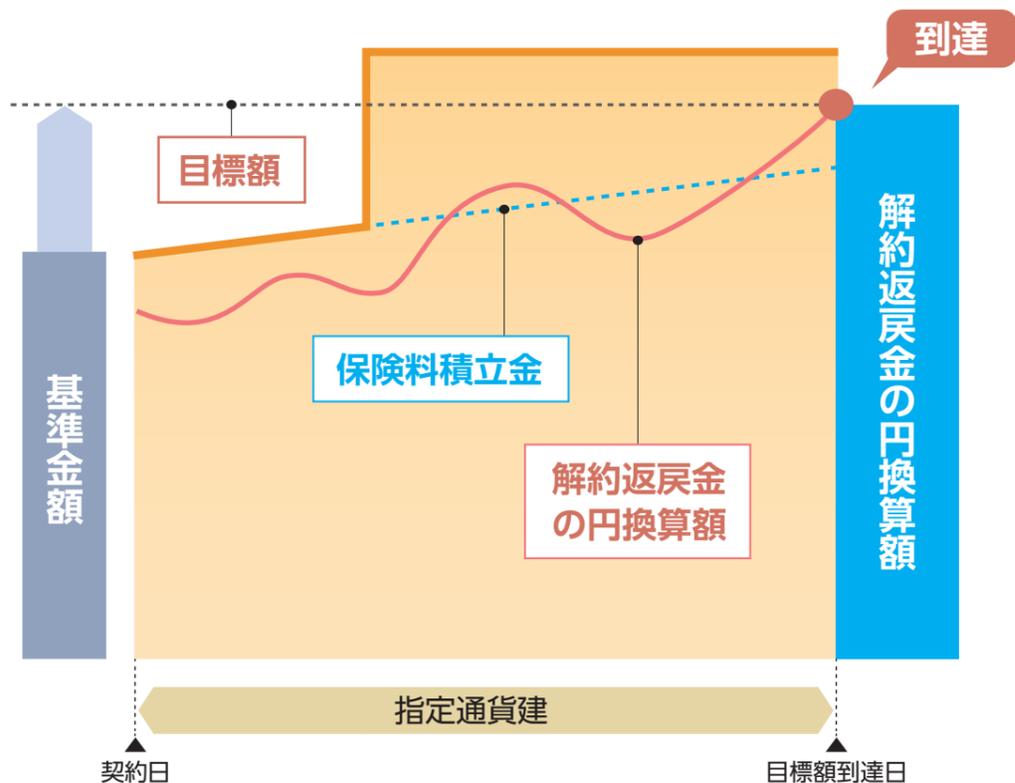
- ご契約から2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金のお支払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

運用成果を円建で確保したい方

解約返戻金の円換算額が

あらかじめ設定した目標額に到達した際に、自動的に円貨で運用成果を確保し円建終身保険に変更します

■しくみ図(イメージ)【目標到達時円建終身保険変更特約の目標額を設定した場合】



- ご契約1年後から15年後までの期間において、解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が目標額に到達した場合、解約返戻金の円換算額を原資として、到達日の翌日に円建終身保険へ自動的に変更します(毎営業日判定します)。
- ご契約時に目標額(右表を参照)を設定できます。また、目標額を設定しないこともできます。
- 契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の解除を行うことができます。
- 原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整(ご契約から15年間)および解約控除(ご契約から10年間)を適用します。

※ご契約から1年経過以後、契約者のご請求により、円建終身保険に変更することもできます。

目標額として
設定できる金額

基準金額 × 110%~200%
(10%刻み)

【目標額設定にあたって特にご留意いただきたい点】

- ◆円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。
- ◆円建で比べた場合、変更後の死亡保険金額が変更前の死亡保険金額を下回ることがあります。変更後の死亡保険金額は、目標額(到達日の解約返戻金の円換算額)を基準に増加していきます。死亡保険金としてふやしてのこしたい方の場合、設定される目標額は十分ご確認ください。
- ◆重度介護前払特約を付加している場合、円建終身保険に変更したときは特約は消滅し、以後中途付加のお取扱いはできません。

参照 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」 「契約概要 6」の「目標到達時円建終身保険変更特約」「円建終身保険変更制度」「目標

到達時円建終身保険変更特約・円建終身保険変更制度共通」をご確認ください。



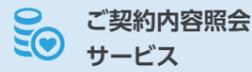
- 円建終身保険の保険料積立金額の計算に際して適用する積立利率は、指定通貨建での積立利率とは異なります。
- 円建終身保険へ変更した場合、初期死亡時円換算支払額最低保証特約による最低保証はなくなります。

ご契約後の安心サービス

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

スミセイダイレクトサービス

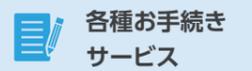
契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。
[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

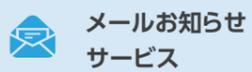
米ドル 午前10時00分頃 豪ドル 午前10時40分頃



各種お手続きサービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

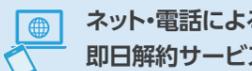
解約返戻金の増減を確認したいとき



メールお知らせサービス

ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額^(※1)が基準金額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。 (※1)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額^(※2)^(※3)をご指定の口座に送金^(※4)します。

(※2)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
(※3)請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。
(※4)請求日の3~4営業日後に特定取引用口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間

インターネット	(平日) 午前11時~午後11時45分
電話 (0120-506081)	(平日) 午前11時~午後6時



マイナンバー(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ご契約時にあわせてお申し込みください。
- 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合は住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからもログイン画面へアクセス可能です。



必ずご確認ください。

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

保険期間中にかかる費用^(※1)

- ・死亡保障等に必要の費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- ・なお、契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。

(※1)これらの費用は、積立利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加する場合

第1保険期間中は、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。

重度介護前払保険金を請求する場合

所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(請求額)から差し引きます。

解約や円建終身保険へ変更等する場合

解約返戻金額を計算する際は、一時払保険料相当額に一定割合(契約日からの経過年数に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。

[所定の控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%

契約日からの経過年数	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
控除率	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0%

通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※2)
死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※3)	TTM ^(※4) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※4) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※4) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※4) - 25銭

(※2) 住友生命所定の為替レートは2022年4月現在のものです。今後変更することがあります。

(※3) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。

(※4) TTM(対顧客電信売相場仲値)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場): お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場): お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。

※記載の内容は、2022年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

